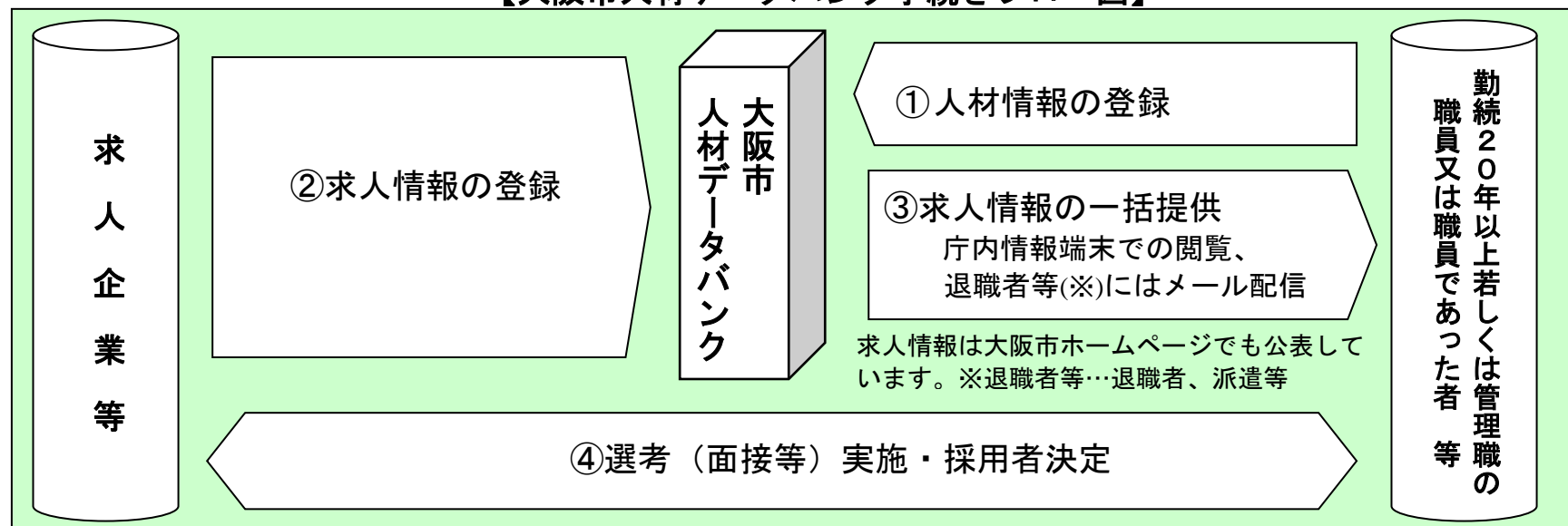


## 【大阪市人材データバンク手続きフロー図】



### 設置趣旨

職員の退職管理に関する条例第2条に基づき、職員の再就職支援に資することを目的とする。

※人材データバンク制度は、退職予定者及び退職者（以下「退職予定者等」という。）の再就職を保証するものではなく、求人企業等に対して退職予定者等をあっせんするものでもありません。

### 対象者

- ・ 勤続20年以上若しくは管理職の職員又は職員であった者
- ・ 大阪市職員基本条例第38条第6項の規定により分限免職の対象となり得る者

### 手続きの概要

#### 【人材情報の登録】

人材データバンクから情報提供を受けて就職することを希望する退職予定者等は、人材データバンクに人材情報を登録する。

（手続きフロー図①）

#### 【求人情報の登録】

大阪市の退職予定者等を採用する意向のある民間企業、外郭団体等（法人の規模や種別は問わない）は、人材データバンクに求人情報を登録する。（手続きフロー図②）

#### 【採用までの事務手続】

退職予定者等は、庁内情報端末に掲載、メール配信及び大阪市ホームページに掲載された求人情報を閲覧し（手続きフロー図③）、選考（面接等）を希望する求人企業等に対し直接、申し込み手続を行う。求人企業等は主体的に選考を行い、採用者を決定する。

（手続きフロー図④）